

年金給付の経過措置一覧（平成 29 年度）

生年月日	老齢基礎年金						老齢厚生年金								遺族厚生年金			
	資格期間	被用者の加入期間	厚年の高加入期間	加入可能年数	配偶者の振替加算の乗率	配偶者の振替加算額(年額)(注1)	定額部分の読替	定額部分の参考単価 単価×読替率(注3)		報酬比例部分の乗率 (1,000分の)		(男子)支給開始年齢		(女子)支給開始年齢		配偶者の加給年金額(年額)(含特別加算)(注2)	経過的寡婦加算額(年額)(注1)	
								単価 1.625円	総報酬制前	総報酬制後	報酬比例部分	定額部分	報酬比例部分	定額部分				
～大正15年4月1日	旧制度の老齢年金または通算老齢年金が支給されます。																584,500円	
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	21年	20年	15年	25年	1.000	224,300円	1.875	3,047円	9.500	7.308	60歳	55歳	224,300	584,500円				
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	22年	〃	〃	26年	0.973	218,244円	1.817	2,953円	9.367	7.205	〃	〃	〃	554,527円				
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	23年	〃	〃	27年	0.947	212,412円	1.761	2,862円	9.234	7.103	〃	〃	〃	526,774円				
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	24年	〃	〃	28年	0.920	206,356円	1.707	2,774円	9.101	7.001	〃	〃	〃	501,004円				
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	25年	〃	〃	29年	0.893	200,300円	1.654	2,688円	8.968	6.898	〃	〃	〃	477,010円				
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	〃	〃	〃	30年	0.867	194,468円	1.603	2,605円	8.845	6.804	〃	〃	〃	454,617円				
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	〃	〃	〃	31年	0.840	188,412円	1.553	2,524円	8.712	6.702	〃	56歳	〃	433,668円				
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	〃	〃	〃	32年	0.813	182,356円	1.505	2,446円	8.588	6.606	〃	〃	〃	414,028円				
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	〃	〃	〃	33年	0.787	176,524円	1.458	2,369円	8.465	6.512	〃	57歳	257,400	395,579円				
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	〃	〃	〃	34年	0.760	170,468円	1.413	2,296円	8.351	6.424	〃	〃	〃	378,215円				
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	〃	〃	〃	35年	0.733	164,412円	1.369	2,225円	8.227	6.328	〃	58歳	〃	361,843円				
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	〃	〃	〃	36年	0.707	158,580円	1.327	2,156円	8.113	6.241	〃	〃	〃	346,381円				
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	〃	〃	〃	37年	0.680	152,524円	1.286	2,090円	7.990	6.146	〃	59歳	〃	331,754円				
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	〃	〃	〃	38年	0.653	146,468円	1.246	2,025円	7.876	6.058	〃	〃	〃	317,897円				
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	〃	〃	〃	39年	0.627	140,636円	1.208	1,963円	7.771	5.978	〃	60歳	290,500	304,751円				
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	〃	〃	〃	40年	0.600	134,580円	1.170	1,901円	7.657	5.890	60歳	61歳	〃	323,600	292,262円			
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.573	128,524円	1.134	1,843円	7.543	5.802	〃	〃	〃	356,600	272,780円			
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.547	122,692円	1.099	1,786円	7.439	5.722	〃	62歳	〃	389,800	253,297円			
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.520	116,636円	1.065	1,731円	7.334	5.642	〃	〃	〃	〃	233,815円			
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.493	110,580円	1.032	1,677円	7.230	5.562	〃	63歳	〃	〃	214,332円			
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.467	104,748円	1.000	1,625円	7.125	5.481	〃	〃	60歳	61歳	〃	194,850円		
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	〃	〃	16年	〃	0.440	98,692円	〃	〃	〃	〃	〃	64歳	〃	〃	175,367円			
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	〃	〃	17年	〃	0.413	92,636円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	62歳	〃	155,885円			
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	〃	〃	18年	〃	0.387	86,804円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	136,402円			
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	〃	〃	19年	〃	0.360	80,748円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	63歳	〃	116,920円			
昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.333	74,692円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	97,437円			
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	〃	21年	〃	〃	0.307	68,860円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	64歳	〃	77,955円			
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	〃	22年	〃	〃	0.280	62,804円	〃	〃	〃	〃	61歳	〃	〃	〃	58,472円			
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	〃	23年	〃	〃	0.253	56,748円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	38,990円			
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	〃	24年	〃	〃	0.227	50,916円	〃	〃	〃	〃	62歳	〃	〃	〃	19,507円			
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.200	44,860円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃			
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.173	38,804円	〃	〃	〃	〃	63歳	〃	〃	〃	〃			
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.147	32,972円	〃	〃	〃	〃	〃	61歳	〃	〃	〃			
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.120	26,916円	〃	〃	〃	〃	64歳	〃	〃	〃	〃			
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.093	20,860円	〃	〃	〃	〃	〃	62歳	〃	〃	〃			
昭和36年4月2日～昭和37年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.067	15,028円	〃	〃	〃	〃	65歳	〃	〃	〃	〃			
昭和37年4月2日～昭和38年4月1日	〃	〃	〃	〃	〃	15,028円	〃	〃	〃	〃	〃	63歳	〃	〃	〃			
昭和38年4月2日～昭和39年4月1日	〃	〃	〃	〃	〃	15,028円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃			
昭和39年4月2日～昭和40年4月1日	〃	〃	〃	〃	〃	15,028円	〃	〃	〃	〃	〃	64歳	〃	〃	〃			
昭和40年4月2日～昭和41年4月1日	〃	〃	〃	〃	〃	15,028円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃			
昭和41年4月2日～	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	65歳	〃	〃	〃			

(注1) 老齢基礎年金の配偶者の「振替加算額」欄と遺族厚生年金の「経過的寡婦加算額」欄は配偶者の年齢でみます。
(注2) 老齢厚生年金の「配偶者の加給年金額」欄のうち、昭和9年4月2日以降は、配偶者特別加算額を加えた額となります。
(注3) 老齢厚生年金の「定額部分の参考単価」欄は1円未満を四捨五入します。
単価1,625円は平成16年改正後の額1,628円に改定率（平成29年度は0.998）を乗じた額。